

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

令和5年8月7日

株式会社Emyii少額短期保険

令和5年台風第6号による災害により、沖縄県で被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。

担当窓口 : 0120-953-827

受付時間 : 月～金 午前9時半～午後5時 但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く

事故受付 : 0120-956-834

受付時間 : 24時間365日対応

※株式会社あそしあ少額短期保険との共同保険のため、

連絡は株式会社あそしあ少額短期保険のフリーコールにて承ります。

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
沖縄県	8月1日	那覇市（なはし） 宜野湾市（ぎのわんし） 浦添市（うらそえし） 名護市（なごし） 糸満市（いとまんし） 沖縄市（おきなわし） 豊見城市（とみぐすくし） うるま市（うるまし） 宮古島市（みやこじまし） 南城市（なんじょうし） 国頭郡国頭村（くにがみぐんくにがみそん） 国頭郡大宜味村（くにがみぐんおおぎみそん） 国頭郡東村（くにがみぐんひがしそん） 国頭郡今帰仁村（くにがみぐんなきじんそん）

		国頭郡本部町（くにがみぐんもとぶちょう） 国頭郡恩納村（くにがみぐんおんなそん） 国頭郡宜野座村（くにがみぐんぎのぞそん）
沖縄県	8月1日	国頭郡金武町（くにがみぐんきんちょう） 国頭郡伊江村（くにがみぐんいえそん） 中頭郡読谷村（なかがみぐんよみたんそん） 中頭郡嘉手納町（なかがみぐんかでなちょう） 中頭郡北谷町（なかがみぐんちやたんちょう） 中頭郡北中城村（なかがみぐんきたなかぐすくそん） 中頭郡中城村（なかがみぐんなかぐすくそん） 中頭郡西原町（なかがみぐんにしはらちょう） 島尻郡与那原町（しまじりぐんよなばるちょう） 島尻郡南風原町（しまじりぐんはえばるちょう） 島尻郡渡嘉敷村（しまじりぐんとかしきそん） 島尻郡座間味村（しまじりぐんざまみそん） 島尻郡南大東村（しまじりぐんみなみだいとうそん） 島尻郡伊平屋村（しまじりぐんいへやそん） 島尻郡伊是名村（しまじりぐんいぜなそん） 島尻郡久米島町（しまじりぐんくめじまちょう） 島尻郡八重瀬町（しまじりぐんやえせちょう）

以上